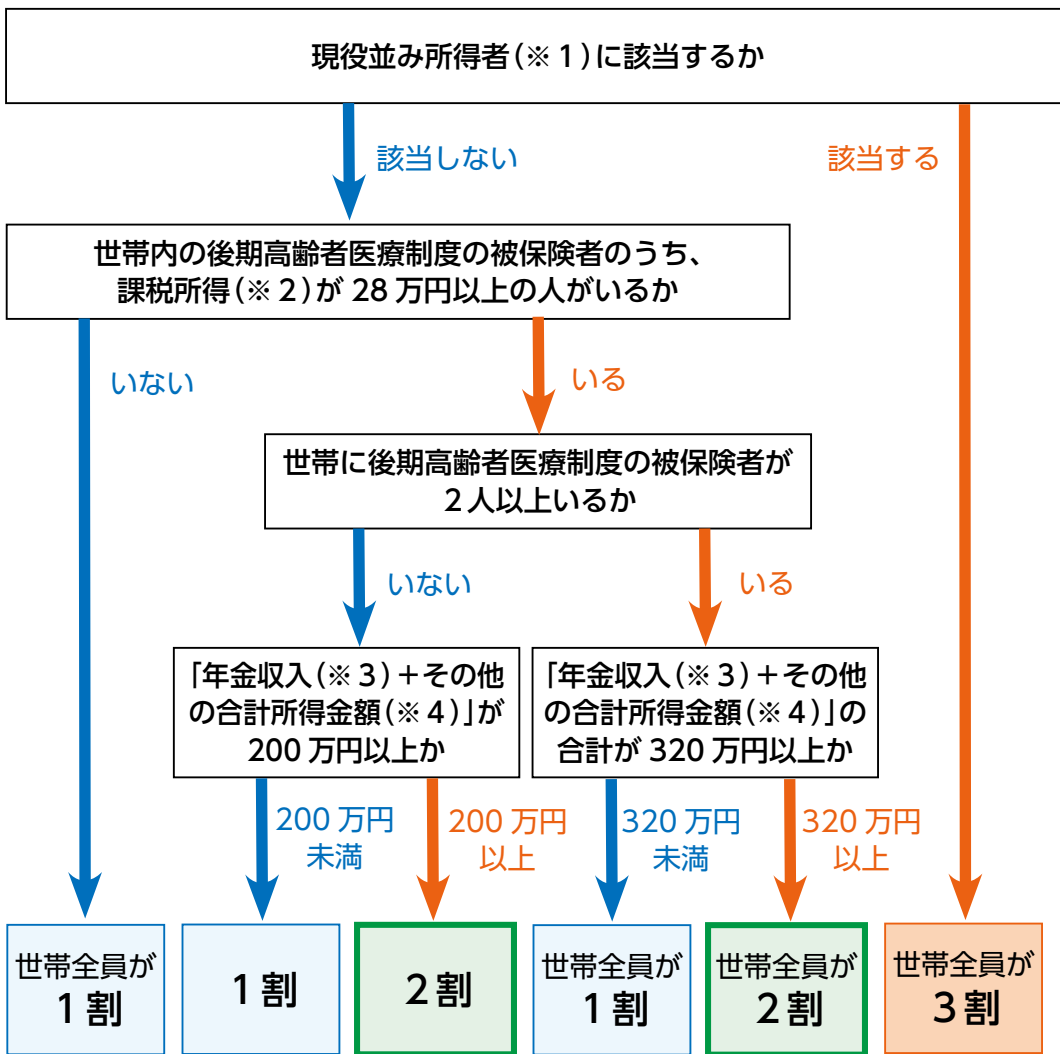


後期高齢者医療制度 窓口負担割合を一部変更

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者の人で一定以上の所得がある人は、医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。(現役並み所得者を除く)

なお、変更の対象となる人は、後期高齢者医療制度の被保険者全体のうち約20%の人です。

窓口負担割合2割の対象となるかは、主に以下の流れで判定します



- (※1) 「現役並み所得者」は、課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。
- (※2) 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- (※3) 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- (※4) 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合が2割になる人へ負担を抑える配慮措置があります

10月1日から窓口負担割合が2割になる人について、令和4年10月1日〜令和7年9月30日は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を30000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)

同一の医療機関での受診については、上限額以上を窓口で支払わなくてもよい取り扱いとなり、そうでない場合は、1カ月の負担増を30000円までに抑えるための差額を払い戻します。配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として登録された口座へ後日払い戻します。なお、2割負担となる人で高額療養費の口座を登録していない人には、令和4年9月頃に岡山県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

今回の制度改正の背景などに関する質問は、厚生労働省コールセンターへお問い合わせください。

厚生労働省コールセンター

0120・002・719

介護医療連携課 ☎ 21・0258